

後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

2 前項の規定の適用を受ける職員が、給与法第十一条の三から第十一条の七までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合については、給与法第十一条の八第四項の規定を準用する。

(端数計算)

第七條 給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。給与法第十九条、第十九条の四第四項及び第五項並びに第十九条の七第三項に規定する広域異動手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(確認)

第八條 各庁の長(その委任を受けた者を含む。次項において同じ。)は、広域異動手当を支給する場合において必要と認めるときは、異動等の直前の職員の住居、第二条に規定する距離その他の給与法第十一条の八に規定する広域異動手当の支給要件を具備するかどうかを確認するものとする。

2 各庁の長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し異動等の直前の当該職員の住居等を明らかにする書類の提出を求めるものとする。

(雑則)

第九條 この規則に定めるもののほか、広域異動手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

(平成二二年五月二九日人事院規則一五四)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附則

(平成二二年一月三〇日人事院規則九一一一一)

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則九一一二二の一部改正に伴う経過措置)

第八條 みなし行政執行法人職員等(次条の規定の適用を受けることとなる者を除く。)及び措置

置対象職員については、旧給与特例法適用職員を規則九一一一第五條第一項第一号及び第三項に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

第九條 みなし行政執行法人職員等(施行日に俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更がなかつた職員に限る。)に係る広域異動手当については、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものとみなして、規則九一一二第五條及び第六條の規定を適用する。この場合において、第五條第一項第一号中「行政執行法人職員等」とあるのは、「行政執行法人職員等(国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)第五條第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)第二條第二項に規定する職員を含む。）」とする。

(雑則)

第十條 附則第二條から前條までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則

(平成二七年一月三〇日人事院規則九一一一一)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規則九一一一(以下「改正後の規則」という。)第五條第一項及び第三項の規定は、平成二十四年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間に同条第一項第三号に掲げる者に該当する者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者に適用する。この場合において、同条第三項中「同条の規定により支給されることとなる期間」とあるのは、「平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間」とする。

3

改正後の規則第五條第二項及び第四項の規定は、平成二十四年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間に同条第二項第一号又は第十号に掲げる給与法第十一条の八第三項に規定する異動等に準ずるものがあり、これに伴い勤務場所に変更があつた職員に適用する。この場合において、改正後の規則第五條第四項第一号

中「同条の規定により支給されることとなる期間」とあるのは「平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間」とし、同項第二号中「第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から」とあるのは「平成二十七年四月一日から第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日以後」とする。

4 前二項に定めるもののほか、前二項の適用を受ける職員に対する改正後の規則第五條第三項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、人事院が定める。

附則

(平成二七年三月一八日人事院規則一六三)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事院規則九一一二二の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 みなし行政執行法人職員等及び措置対象職員については、特定独立行政法人職員を第七條の規定による改正後の規則九一一一第五條第一項第一号及び第三項に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

(雑則)

第十五條 附則第二條から前條までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則

(平成二七年六月二四日人事院規則一五六)抄

(施行期日)

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

附則

(平成二九年五月二九日人事院規則一七〇)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則

(平成三〇年二月一日人事院規則一七三)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則

(令和二年二月二八日人事院規則一七六)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則

(令和三年九月一日人事院規則一七七)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附則

(令和四年二月一八日人事院規則一七九)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)をいう。
二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。
三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。
四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。
六 施行日 この規則の施行の日をいう。
七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。
(改正後の人事院規則九一一一における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十八條

次に掲げる採用をされることは、給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものとする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五條第一項の規定による採用(令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日(令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条

第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされること。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされること。

第十九条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用される職員に対する第二十一条の規定による改正後の規則九―一二―第五条第二項の規定の適用については、同項第一号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年六月二四日人事院規則一―八一）

この規則は、公布の日から施行する。